

国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学事務職員（特定業務） 就業規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>（平成25年達示第57号）</b></p> <p>（前 略） （給与）</p> <p>第6条 事務職員（特定業務）には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p> <p>（1）俸給</p> <p>（2）勤勉一時金</p> <p>（3）超過勤務手当</p> <p>（4）休日給</p> <p>（5）夜勤手当</p> <p>（6）宿日直手当</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第2号の勤勉一時金は、12月1日（以下この項において「基準日」という。）に在職する事務職員（特定業務）に対し、100,000円に、基準日以前1年の期間における別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額を、基準日の属する月の国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。次条において「給与規程」という。）第9条第1項に定める日に支給する。</p> <p>（中 略） （他の規則の準用）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、事務職員（特定業務）の就業に関する事項については、就業規則（第5条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第19条第2号及び第3号、第21条から第22条の2まで、第46条の2及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により事務職員（特定業務）に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>（平成17年達示第37号）</b></p> <p>（前 略） （通勤手当）</p> <p>第27条 契約期間が1月以上ある有期雇用教職員（無期雇用教職員を含む。ただし、法科大学院特別</p>	<p>（給与）</p> <p>第6条 （同 左）</p> <p>（1）（同 左）</p> <p>（2）<u>通勤手当</u></p> <p>（3）</p> <p>（4）</p> <p>（5）</p> <p>（6）</p> <p>（7）</p> <p style="text-align: center;">} （同 左）</p> <p>2 （同 左）</p> <p>3 第1項第3号の勤勉一時金は、12月1日（以下この項において「基準日」という。）に在職する事務職員（特定業務）に対し、100,000円に、基準日以前1年の期間における別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額を、基準日の属する月の国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。次条において「給与規程」という。）第9条第1項に定める日に支給する。</p> <p>（他の規則の準用）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、事務職員（特定業務）の就業に関する事項については、就業規則（第5条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第19条第2号及び第3号、第21条から第22条の2まで、第46条の2及び第64条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により事務職員（特定業務）に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第17条まで、第19条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第27条 有期雇用教職員（無期雇用教職員を含む。ただし、法科大学院特別教授・准教授及び専門職大</p>

教授・准教授及び専門職大学院特別教授・准教授を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。

(後 略)

### 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

(平成17年達示第38号)

(前 略)

(給与の種類)

第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。

(中 略)

第26条 削除

(中 略)

附 則 (平成25年達示第63号)

第1条 (略)

(経過措置)

第2条 この規則の施行の日の前日において時間雇用教職員として雇用していた者を当該雇用していた職名と同一の職名で引き続き雇用する場合には、改正後の規定にかかわらず、当該同一の職名における雇用が継続する限り、なお従前の例によることができる。

2 (略)

(後 略)

学院特別教授・准教授を除く。以下この条において同じ。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。この場合において、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは「1箇月」と読み替える。

2 前項後段の規定にかかわらず、無期雇用教職員(令和2年4月1日に無期雇用教職員である者を除く。)については、前項後段の規定は適用しない。

(給与の種類)

第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。

(通勤手当)

第26条 時間雇用教職員(無期雇用教職員を含む。ただし、法科大学院特別教授・准教授及び専門職大学院特別教授・准教授を除く。以下この条において同じ。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。この場合において、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは「1箇月」と読み替える。

2 前項後段の規定にかかわらず、無期雇用教職員(令和2年4月1日に無期雇用教職員である者であつて、その前日から引き続き通勤手当の支給が可能とされている者を除く。)については、前項後段の規定は適用しない。

附 則 (平成25年達示第63号)

第1条 (同 左)

(経過措置)

第2条 削除

2 (同 左)

**国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則  
(平成16年達示第75号)**

(前 略)

(給与)

第6条 招へい研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 俸給
- (2) 通勤手当

2 (略)

3 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。

4・5 (略)

(後 略)

**国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程**

**(平成16年達示第78号)**

(前 略)

(手当)

第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号(第2条第4号の規定による再雇用職員については、第1号及び第6号を除く。)に掲げる手当とする。

- (1) 特殊勤務手当
- (2) 超過勤務手当
- (3) 休日給
- (4) 夜勤手当
- (5) 宿日直手当
- (6) 衛生管理手当

2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、超過勤務手当のうち、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規程第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額を超過勤務手当として支給し、給与規程第23条第1項第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。

(給与)

第6条 (同 左)

- (1) } (同 左)
- (2) }

2 (同 左)

3 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条に定める教職員の例に準じて得られた額とする。この場合において、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは「1箇月」と読み替える。

4・5 (同 左)

(手当)

第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号(第2条第4号の規定による再雇用職員については、第2号及び第7号を除く。)に掲げる手当とする。

(1) 通勤手当

- (2) }
  - (3) }
  - (4) }
  - (5) }
  - (6) }
  - (7) }
- (同 左)

2 前項第1号の通勤手当は、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて支給する。この場合において、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは「1箇月」と読み替える。

3 第1項(第1号の通勤手当を除く。)の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、超過勤務手当のうち、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規程第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額を超過勤務手当として支給し、給与規程第23条第1項第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。

<p>(中 略)</p> <p>(手当)</p> <p>第20条 時間再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 特殊勤務手当</p> <p>(2) 超過勤務手当</p> <p>(3) 夜勤手当</p> <p>(4) 宿日直手当</p> <p>(後 略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第20条 (同 左)</p> <p>(1) 通勤手当</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
--	---